

議案第 号

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例

宝塚市援護資金貸付基金条例（昭和39年条例第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の宝塚市援護資金貸付基金条例第5条に規定する借入申請に基づく貸付金に係る償還方法、届出、償還延期及び減免については、なお従前の例による。

宝塚市援護資金貸付基金条例廃止について

1 宝塚市援護資金貸付基金条例の設置目的

本市住民で低所得のため、わずかな出費等によって生活を脅かされるおそれのある生活困難者若しくは不慮の災害により家財一切を失った者(災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用者を除く。)又は傷を受け、若しくは疾病にかかっている 6 月以内に治癒すると認められる者であって、自立更生の可能性を有し、かつ、その自立更生に必要な資金を得ることが困難なものに対して、援護資金(以下「資金」という。)を貸し付け、その生活の安定と福祉の増進を図るため宝塚市援護資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。
(昭和 39 年 9 月 30 日条例第 41 号)

2 貸付対象 (以下すべて満たす者)

- (1) 本市に住民登録があり、1 年以上引き続き居住しているもの
- (2) 一家の生計を支えている者
- (3) 生活態度が怠慢かつ不行跡でない者
- (4) 第 6 条に規定する保証人を有する者
- (5) この条例による資金又は生活福祉資金貸付制度要綱(平成 2 年厚生省社第 398 号)若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けを受けていない者

3 基金運用状況 (R5. 3. 31 現在)

債権残高 1,726,000 円 基金残高 5,247,000 円 合計 6,973,000 円
H27 年度以降貸付実績なし。
年間、数万円程度の償還がある。

4 債務者 (R5. 11. 30 現在)

16 名

5 援護資金貸付制度における貸付金の種類

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	利子	備考
生業資金	15 万円以内	6 月 以 内	・10 万円以下 ⇒34 月以内	無 利 子	家屋の補修、住宅 の借入れの場合
医療資金					
住宅資金	20 万円以内		・10 万円を超え 12 万円以下 ⇒35 月以内		
生活資金	1 人世帯 10 万円以内		・12 万円を超え 15 万円以下 ⇒38 月以内		
	2 人世帯 12 万円以内				
	3 人以上世帯 15 万円以内		・15 万円を超え 20 万円以下 ⇒40 月以内		
教育資金	15 万円以内			育児、助産、葬祭時 の場合	
その他					

6 兵庫県社会福祉協議会の貸付制度概要

兵庫県社会福祉協議会の貸付制度である生活福祉資金は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を社会福祉協議会が貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度となっている。

7 市貸付制度と兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金との比較表

資金の種類 ※()内は県社協の生活福祉資金における同趣旨の資金の種類	宝塚市援護資金貸付金		兵庫県社協生活福祉資金貸付金	
	貸付限度額	償還期間	貸付限度額	償還期間
生業資金（福祉資金）	15万円	3年2カ月	280万円	7年
医療資金（福祉資金）	15万円	3年2カ月	170万円	5年
住宅資金（総合支援資金）	20万円	3年4カ月	40万円	10年
生活資金（総合支援資金）	15万円	3年4カ月	20万円×3カ月	10年
教育資金（教育支援資金）	15万円	3年4カ月	教育支援費 月3.5～6.5万円 就学支度費 50万円	20年

8 基金の廃止について

援護資金貸付金制度は昭和39年度に創設され、困窮世帯の自立更正に寄与してきた。

兵庫県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付金が普及したことから、支援額や償還期間の長さ等の面で、より困窮世帯に寄り添った制度となっており、平成27年度以降は貸付実績がなく、債権管理が細々と残っている状況となっている。

また、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法との連携により、一層効果的に、相談者の自立を図り、自立相談支援機関との総合的な支援体制の構築に努めることとされていることから、兵庫県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付金の借受人には、自立相談支援機関が、自立に向けた支援プランを作成するなど包括的に支援を行っている。

なお、生活福祉資金貸付制度と援護資金貸付制度は、併用することができない。

以上のことを踏まえると、生活福祉資金貸付金の活用がより相談者の自立に効果的であると考えられることから、援護資金貸付基金は一定の役割を終えたと考えられる。

9 近隣市の状況

【廃止】※()内は廃止年度

尼崎市（H26）、西宮市（H30）

【継続中】

芦屋市（直近5年間貸付実績なし）

【従前から制度なし】

川西市、三田市、伊丹市

○宝塚市援護資金貸付基金条例（抜粋）

昭和 39 年 9 月 30 日

条例第 41 号

注 昭和 54 年 9 月 29 日条例第 23 号から条文注記入る。

（資格要件）

第 3 条 第 1 条に規定する者で、資金の貸付けを受けようとするものは、次の各号のいずれの要件にも該当しなければならない。

- (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により本市の住民基本台帳に記録されている者で、本市に 1 年以上引き続き居住しているもの
- (2) 一家の生計を支えている者
- (3) 生活態度が怠慢かつ不行跡でない者
- (4) 第 6 条に規定する保証人を有する者
- (5) この条例による資金又は生活福祉資金貸付制度要綱(平成 2 年厚生省社第 398 号)若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けを受けていない者
(昭 57 条例 55・昭 63 条例 27・平 3 条例 10・平 16 条例 5・平 24 条例 7・平 26 条例 27・一部改正)

（保証人の資格）

第 6 条 保証人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 借受人と連帯して債務を負担する者
- (2) この資金の借受けをしていない者又は借入申請者でない者
- (3) 第 3 条第 1 号の要件を備えている者。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、芦屋市、川西市、三田市、池田市、箕面市、豊中市又は猪名川町のいずれかの市町に 1 年以上引き続き居住している者を含む。
- (4) 市税又は町税を滞納していない者
- (5) この資金について他の者に対し保証をしていない者
- (6) 世帯主で独立の生計を営み、資金の貸付けを受けようとする者と連帯して債務を負担するにたる資産又は確実な収入がある者
(昭 54 条例 23・追加、昭 57 条例 55・昭 63 条例 27・平 2 条例 30・一部改正、平 10 条例 19・旧第 6 条の 2 繰上、平 16 条例 5・一部改正)